

避難行動要支援者の避難支援制度

この制度は、災害が起きたとき、避難に支援が必要な方の情報を本人の同意の上、事前に町会・自治会や民生委員などへ提供するものです。災害が起こる前に自分のことを地域に知ってもらい、平常時から支援体制を整えることで、災害時にスムーズに避難できるようにします。

今年度新たに対象となる方、これまでに手続きを終えていない方には、10月下旬に案内を送付します。

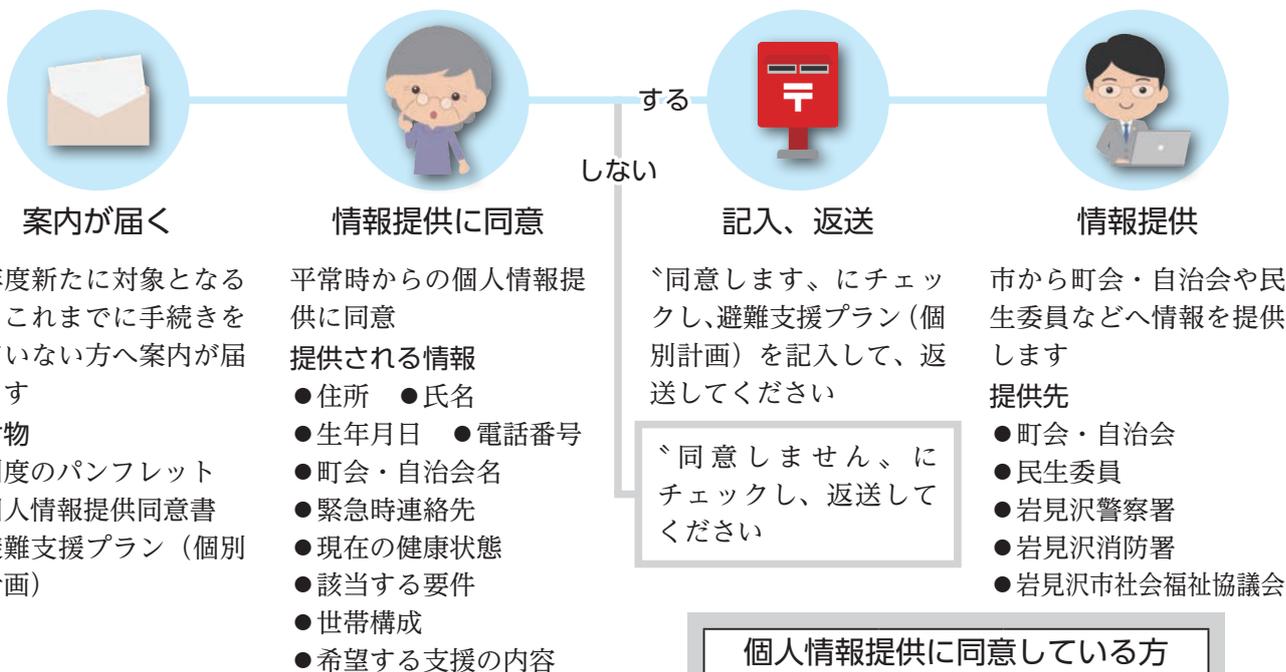
問合先 防災対策室計画係 ☎ 35-4825

対象

10月1日を基準日として、病院・施設に長期で入院・入所している方を除く、次のいずれかに該当する方

区分	要件
高齢者	● 75歳以上のみの世帯 ● 緊急通報サービス助成を受けている
要介護認定者	● 要介護3以上の認定を受けている
障がい者	● 身体障害者手帳1・2級を持っている ● 療育手帳A判定を持っている ● 精神障害者保健福祉手帳1級を持っている

手続きの流れ



● 制度を利用していると

緊急告知 FM ラジオの無償貸与

制度の利用者のうち「避難情報を知らせてほしい」と希望された方に、緊急告知FMラジオを無償で貸与します。希望者には、1月ごろに案内を送付します。



● 利用していなくても

岩見沢市メールサービス

各種警報の発表などの防災情報をメールで配信しています。

登録手順

- ① QRコードを読み取り、メールを送信
- ② 返信されたメールのURLにアクセスし、手順に沿って登録
- ③ 登録完了のメールが届く



個人情報提供に同意している方

令和4年9月現在（単位：人）

区分	対象者	同意している方
高齢者	7,299	4,589
要介護認定者	456	246
障がい者	1,369	777
その他	363	363
合計	9,487	5,975

災害発生直後は多くの方が被災者となり、行政による救助や支援が行き届くには時間がかかるため、住民同士の積極的な助け合いが大切です。

日本には古くから「向こう三軒両隣」という言葉があります。それぞれの地域で災害時に助け合う体制を作っておくために、日ごろからのご近所付き合いを通し、顔が見える関係を築いておきましょう。